

4 高小中第 9 0 4 号
令和 4 年 9 月 2 2 日

各市町村立（学校組合）学校長 様

高知県教育委員会事務局小 中 学 校 課 長
特別支援教育課長

臨時的任用教職員の個人番号利用目的の変更について（通知）

令和 4 年 4 月 1 日付「個人番号利用目的通知書」において、臨時的任用教職員の個人番号の利用目的について本人に通知しているところですが、この度下記のとおり利用目的を変更することとなりましたので、お知らせいたします。

つきましては、別添の「個人番号利用目的通知書」を、臨時的任用教職員に配布していただきますようお願いいたします。

記

1. 変更内容

厚生年金保険関連事務を追加

2. 変更理由

地方公務員等共済組合法の改正により令和 4 年 10 月から社会保険の厚生年金関係については、日本年金機構に加入することとなっており、その加入手続きにおいて、個人番号を使用することとなったため。

< 担 当 >

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52
高知県教育委員会事務局小中学校課
総務担当

令和 4 年 10 月 1 日

臨時的任用教職員及び扶養親族 各位

高知県教育委員会事務局小中学校課長
特別支援教育課長

個人番号利用目的通知書

本県は、臨時的任用教職員及び職員の扶養親族の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）に定める個人番号をいう。）を、以下の目的で利用します。

記

1 利用目的

- （1）源泉徴収票作成事務
- （2）雇用保険関連事務
- （3）厚生年金保険関連事務